

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年1月31日認可した。

平成20年2月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 土地改良区名        | 土地改良事業名                    |
|---------------|----------------------------|
| 豊中町土地改良区      | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）二の池地区  |
| 〃             | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）平池地区   |
| 〃             | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）横辺地区   |
| 〃             | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）荒神池地区  |
| 〃             | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）岡本八幡地区 |
| 〃             | 単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）六の坪地区 |
| 〃             | 単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）岡本谷地区 |
| 観音寺市木之郷町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）百々地区   |